

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. 労働基準法 - 2 (第3条・第4条)
2. エネルギー・温暖化対策に関する支援制度(国) - 福岡 井澤わかな
3. 東京の国立西洋美術館のゴヤ展 広島 竹岡秀生
4. ケラメイコス ~小さなくい呑
5. 本の紹介 ニッポン異国紀行～在日外国人のカネ・性愛・死
石井光太 著
6. 今月の言葉

労働基準法 - 2 (第3条・第4条)

外国人技能実習生を中心として

日本に働く外国人に対して日本の法律はまず私たち日本人と同じように適用されます。これがいいのか悪いのかというと技能実習生にはそのまま適用することには問題もあることは前回で説明しました。しかしそれ以外の外国人が日本の法律の内容を理解することはまずありえないといえますので会社が当然適正に法律に即した扱いをし、説明をする必要があるにもかかわらず外国人だからとの理由で不当な取り扱いをする例は非常に多いといえます。当然そうであれば労働基準法第3条の規定に違反し、また違反の内容によって該当の条文違反として罰則が適用されることとなります。労働基準監督署は罰則規定の適用については全く考えていません。労働条件通知書を交付していないことまた残業代未払問題などで民事訴訟を起こしていればそれが解決したあとでなければ調査も行わないとの態度をとっています。行政の民事不介入の原則があるからと言う人もいますが、道交法違反の場合そうした問題とは無関係に罰金が科されてくるはずで、同じように条文に従って機械的に罰則の適用をしてもらいたいとは思いつつも、そこまでの人的余裕が無いのも現実ですし、それ以前に真面目に取り組めばほとんどの会社が対象となってしまうということもあり仕方がないことと諦めざるを得ないのかもしれない。

(均等待遇)

第3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。【罰則:6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

こうした問題は別として、労働基準法は「国籍、信条又は社会的身分」の三つについては差別的な労働条件を設定してはいけないと定めています。ここで規定されている「賃金、労働時間その他の労働条件」とは何かと考えると労働基準法に定められている労働条件に限られていると考えても

いいでしょう。当然、労働条件通知書や就業規則は労働基準法で規定されているものですからそこに記載する内容はこの第3条に基づいて記載する必要があります。従って必要最低限の記載内容にし、福利厚生制度等は極力なくすのが良いということも言えます。また支給する条件の設定の仕方によっては外国人を合法的に差別していくことも可能だといえます。そうした面から考えて問題が持ち込まれるたびにもう少し上手に規定を作成すればいいのにとすることが少なくありません。法律は白か黒かで片付く問題は少なくグレイゾーンの中での綱引きを行っているのが現実ですからどのような理論構成をするかということにつきます。そうはいつでも賃金面について差別的取り扱いが難しいと思いますが、外国人労働者の賃金を意識的に低く抑える例は当たり前のことといえます。技能実習生の賃金はごく一部の例外を除けば最低賃金が適用されています。広島県の場合1時間710円ですから、1日8時間労働の22日稼働として計算すると、

$710円 \times 8時間 \times 22日 = 124,960円$

となります。会社は協同組合に1か月一人当たり3万円程度管理費を支払っているのも日本人労働者の最低あたりの月給を支払っているのと考えていいのかもしれませんが。日本の経済を支える単純労働者を外国から合法的に確保するための制度ですから技能実習生制の賃金を安く抑えて口入屋である管理組合を養っていく必要があるからやむを得ないことかもしれません。貨幣価値が違うのだからとの話も聞こえてきますが、こうした考え方はこの均等待遇の規定に違反する考え方といえます。基本給の問題以外に日本人と手当が違っている例もあります。日本人が敬遠する仕事を押し付け、日本人には1日1000円の手当で、技能実習生には500円というものもあります。2月初旬に帰国する技能実習生は株式会社に勤めていながら社会保険に加入させられていませんでした。また、社内で暴行を受けた技能実習生にしても社会保険への加入が無視されていたので傷病手当金を受給できませんでした。もし彼らが死亡することがあったとしたら母国の奥さんや子供は遺族年金を受給できないことになってしまいます。これらは厚生年金保険法の関係ではあっても就業規則や労働条件通知書に記載すべき事項であり均等待遇違反という面もあります。また技能実習生には年休を与えないというのが当たり前のようになっていきます。帰国時に未行使の年休を買い上げてくれる企業はまだいい方かもしれません。年休の買い上げについては、使わせないが帰国時には買い上げるという形はダメですが、自由に使用させて残りを買い上げる場合には違反とはなりませんので、話の持って行き方ひとつで合法にも非合法にもなります。

次に第4条には男女同一賃金について定めてあります。

(男女同一賃金の原則)

第4条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない

【罰則:6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

前条の均等待遇はあくまでも「労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として」であって、男女で差別しても構わないという規定です。ただ賃金だけでは男女間の差別をしてはいけないというのがこの4条の規定です。男女間の差別が禁止されたのは男女雇用機会均等法が制定されてからといえます。この規定にもかかわらず男女間の賃金格差に時々ぶつつかることがあります。技能実習生でこの問題は聞いたことがありませんが日系外国人の問題で男性と女性で時間給が異なっている例がありました。それに合わせて女性については一定年齢からさらに低い額に落とされるというものでした。やっている仕事は同じなのに不思議な話です。生計維持の中心になっているのが男性で女性は生活維持の補助的な労働と位置付けているからのようでした。同時に、そこで働く日本人は年配の女性、要するに小遣い銭稼ぎ的なパート労働している人を意識しているようでした。

このあたりの問題は少ないと思いますが、あるとすれば外の問題の陰に隠れているのかもしれませんが。むしろ日本人の方が問題を抱えているのかもしれませんが。道交法並みに罰則規定を適用すれば大きく改善されると思いますが・・・。

エネルギー・温暖化対策に関する支援制度（国） -

福岡 宇都宮法律事務所 井澤 わかな

みなさん、こんにちは、福岡の井澤です。先日あった FP の勉強会の題材が「消費者問題の基本」でしたので、簡単にまとめてみたいと思います。

「消費者問題の基本」と言えば、「消費者基本法」と「消費者契約法」の二つの法律がまず浮かびます。消費者基本法は、消費者施策の基本理念 [1](#) や、施策の柱・方向性を示す [目標](#) となる法律です。一方、消費者契約法は、消費者基本法の目標を達成するための [具体的な法制](#) 度を規定する法律で、労働契約以外のすべての契約に適用されます。

消費者基本法は、旧法(消費者保護基本法)が 2004 年(平成 16 年)に改正されて生まれました。それまでの消費者を「保護」の対象とする視点から「自立支援」という視点に転換したのが大きな違いです。このような視点の大転換は、福祉分野でも行われています [2](#)。

国民生活センターに寄せられている相談は多岐に渡りますが、2010 年度の統計においても、多重債務問題が相変わらず一番多くなっています(10 パーセント)。ただ、アダルト情報・デジタルコンテンツ・出会い系などの非物質的サービスの相談件数の合計は約 17 パーセントとかなりの比率を占めており、時代を表していると感じます。

裁判を利用しない消費者問題の解決手段として注目された ADR 制度(裁判外紛争解決制度)は 2007 年(平成 19 年)に施行されましたが、かなり短期間で解決が図られること、手数料が裁判と比較して格段に安いことが二大メリットといえます。そして、2010 年(平成 21 年)に金融 ADR 制度導入されたため、金額の大きな被害となりがちな金融商品関連の消費者問題にとって、利便性が高い解決手段が増えたといえます。具体的な相談事例とその解決内容が詳細に紹介されているサイト [3](#) もありますので、是非参考にしてください。

1 消費者の権利として基本理念に定められているのは次の事項です。

消費生活の基本的な需要が満たされること・健全な生活環境が確保されること・消費者の安全が確保されること・商品及び役務について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること・消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること・消費者の意見が消費者政策に反映されること・消費者に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

自立支援に転換が図られたとはいえ、消費者の権利が大きな前提となっていることが伺えます。

2 高齢者分野では介護保険制度が導入された平成 12 年に、障害者分野では支援費制度が導入された平成 15 年に「措置(行政の職種によるサービス提供)」から「契約(利用者が自ら必要なサービスを選択し契約する)」へ移行しました。

なお、支援費制度は、平成 18 年から施行の自立支援制度に移行しています。

3 社団法人生命保険協会 裁定審査会データ <http://www.seiho.or.jp/contact/item.html>

一般社団法人全国銀行協会 紛争解決等業務状況 <http://www.zenginkyo.or.jp/adr/conditions/>

NPO 法人証券・金融商品あっせん相談センター 紛争解決業務状況

<http://www.finmac.or.jp/html/tokei/tokei-sitei-assen.html>

井澤さんのバックナンバ - は下記のホ - ムペ - ジで読むことができます。

福岡 井澤わかな(URL <http://www.geocities.jp/monzenroom/>)

(CFP(日本 FP 協会認定)・福祉住環境コーディネーター2 級・法律事務所事務員(宇都宮法律事務所 092-734-0545)

C F P 過去問メルマガ。 <http://blog.mag2.com/m/log/0000170579>

東京の国立西洋美術館のゴヤ展

東雲クリニック 竹岡秀生

年末年始に東京の国立西洋美術館でゴヤ展が開催されていました。

(<http://www.goya2011.com/outline/index.html>)

着衣のマハ : (図 A)



入場券を飾っているのは、プラドでも見た「着衣のマハ」。今回来日しており“再会”しました。同室に並列してあった「裸のマハ」の方は残念ながら“お留守番”のようです。

やっぱりドゴイ宰相が秘蔵した門外不出の問題絵画。モデルは彼の愛人？

このマハを目当てに来館する人は多いと思いますが、圧巻なのは「ロス・カプリーチョス」、「素描帳」そして「戦争の惨禍」です。これらは決して、癒し、美しい、見て心地が良いなどといった生半可な絵画ではありません。醜く、不快、顔を背けたくなるような絵の連続です。

「ロス・カプリーチョス」は、風刺を通り過ぎた告発に近い内容。当然、ゴヤは異端審問所（宗教裁判）に睨まれ、しかし、その絵の納入先は王室であり裁判所も手が出せなかったと言われています。彼は、その後宮廷首席画家になったそうです。

「素描帳」では、栄光ある国の発展を阻害した異端裁判を厳しく断罪しています。

「戦争の惨禍」は、ナポレオン軍のスペイン占領後の惨状、市民の抵抗を描いています。悲しい歴史を伝える絵画です。女性がフランス軍に大砲を撃つ場面は実際にあった出来事。これに勇気を得たスペイン側は反撃を開始。サラゴサの乙女=スペインにもジャンヌ・ダルクがいました。

恐ろしい絵？それとも・・・？：

ゴヤ展には肖像画も多く来日しています。この仲には「カルロス4世一家」の秀作もありました。プラドには完成した「カルロス4世一家」がありました。華麗で威厳ある衣装の裏にある性格や心理描写まで描いている、あるいは王室の「風刺」とも言われ、ある意味「恐ろしい」絵ではあります。しかし、ゴヤも保護してくれた国王夫妻を裏切る絵は、好んで描かないのではないかと？

私の個人的な感想は、この絵の「主役」は赤い服を着た幼いパウラ王子。彼は国王夫妻に大切にされていたと思います。政治事で疲れた国王の「この幼い王子には未来がある。国の将来も託したい」という願いが表現され、そして画家もそれを共感したのではないかと？ 来日した秀作を見ると、特にそれを感じました。元気がよく少し髪を乱し、幼いながらもしっかりと前を見つめた王子の瞳は印象的でした。

このパウラ王子（1794-1865）が王位に就いていればスペインの歴史を変えた可能性があったかも知れませんね。



「無限罪の御宿り」:(図 B・絵葉書)

ゴヤは反宗教的イメージで捉える人もありますが、実際はそうではないようです。

「無限罪の御宿り」は以前に紹介したムリーリョの絵画と今回来日したゴヤと絵葉書で比べてみましょう。図の左：ムリーリ

ヨの絵葉書。図の右：ゴヤの絵葉書です。両者はよく似ていますね。

「聖フスタと聖ルフィーナ」:

セビーリヤのヒラルダの塔が震災でも倒壊しなかった奇跡的いた「聖フスタと聖ルフィーナ」。国立西洋美術館常設展示のムリーリョの絵と比べてみるのも面白いです（魔性の悪女カルメンさんが言っていた聖フスタと聖ルフィーナがヒラルダの塔の倒壊を防いだのは、1366年ではなく



1504年の震災のようですね。まあ歴史教科書ではないし、「今はメリメ先生から歴史を習っているけど勉強は苦手なの…寛容が大切よ。オッホホホ…」と言うに決まっています）。

しかし、ムリーリョとゴヤの描き方は随分異なります。特にゴヤの方は聖女に慣れ付いたライオンが子犬のようで可愛かった。

さて、次回は再びセビーリヤに戻ります（図C）

魔性の悪女カルメンさんが、首を長くしてお待ちかねです。

ケラメイコス

小さなくい呑



ぐい呑は大きくなくてはいけないという思いをずっと持ってきていました。お茶を飲んでもいいからという発想もあったし、手のひらにすっぽり納まることによって手触りも楽しめるということもあります。しかし、お酒は8勺でいいのですから、大きければゆっくり飲んでいるうちに冷めてしまいますし、グイと呑めば直ぐ終わって仕舞いますし、8勺程度の徳利とは大きさのバランスが悪いということもあります。好きなものを集めているうちには関心もいろいろな作家や産地に移って行きますし、様々な時代に飛んで行きます。当然気に入れば大きさは

関係ないので大小問わず集まってくるので使うことになるのと小さいものの良さも分かってきますが、やはり手のひらにすっぽりと納まるぐらいの大きさのものがいいということには代わりがありません。

このぐい呑みは高さ4.5cm、横幅は5.2cmと小さなもので大してお酒は入らないのですがこのサイズのものもいいと感じたぐい呑でした。500年位前のタイのシーシャッチャナライという窯のもので、一般的にはスニコロクと呼ばれています。普通この窯のものは胴に縦方向の鎬が入っていますがこれはそれがなく丸っこくてかわいらしい形をしています。沈没船から引き上げられたもの特有のカセが全体にあり、ガラス質の輝きはなく、滑り易いのが難点です。ひと山いくらといった消耗品だったのでしょう。造りは雑で高台は削りだされず切り離されたままの状態です。土は柔らかそうな赤い土です。丁寧に一品製作される最近のぐい呑と違い次から次にとつくられたものではあっても職人の技術の確かさからいい形をしていますし、全体のフォルムもしっかりしています。作意がないことからくる清々しさを感じます。現代の作家でも長年真面目に作陶に励んできた人の作品は作為の塊ではあってもそれを越えた何かがあるのかいやらしさを感じませんが、売ることや人気を第一と考えて造る人のものにはいやらしさを感じざるを得ません。いくら技術が高くても、有名作家ではあっても毎日使っても飽きないものがないぐい呑の条件ではないかと思いつつも、やはり造形的なくい呑にも心を未だに引かれます。



本の紹介

ニッポン異国紀行～在日外国人のカネ・性愛・死
石井光太 著 NHK出版新書 860円

2年ほど前の深夜にフィリピン人技能実習生が交通事故で死亡しました。そのときフィリピン人の遺体は火葬しないままに帰国させるということを知りました。大阪に送られ防腐処理をされた後、成田から空輸され、この費用が200万円近くかかるということ聞きました。フィリピンでのお葬式のことについて訊ねてみると遠隔地から来る人のために防腐処理をして1週間も2週間も遺体のまま安置し、その期間の長さによって防腐処理の費用が違うとのことでした。この本は私が関心を持った遺体処理についての第1章「外国人はこう葬られる」から始まっています。このあたりの処理をエンバーミング呼ぶそうです。またイスラム教の人たちが日本で埋葬される時は土葬であり多磨霊園にその墓地があるとのことにも驚かされました。

こうした特殊な点は別にして外国人との付き合いが多くなれば私達は文化やものの考え方の違いを理解しているとの錯覚に捉われているのではないかと思います。また非合法の世界のことについても「以前他人の名前で日本に来ていた」とか「ビザが切れるので結婚する人がいないか」といった程度のことは聞いてもそれ以上のことは全く分かりません。この本が触れているのは合法非合法を問わず副題にあるように「在日外国人のカネ・性愛・死」についての側面です。第2章「性愛にみるグローバル化」、第3章「偉人達の小さな祈り」、第4章「肌の色の違う患者達」の章立てとなっており、特に韓国の教会が行っているホームレスに対する炊き出しや日本の宗教の海外布教のありかたなど、また本論とは関係のないコラムで触れられているものが非常に面白いし、こうした社会が私達の目の前にあるのに気がついていないのが現実です。コラムには「中古車輸出」や「インド料理屋」かどあり、インド料理屋はインド人かつくっているのではなくパキスタンやネパールなどインド人と似た周辺の国の人たちが料理をつくっているというのにはびっくりしました。近所らネパール料理の店がありますが面目な経営者なのでしょう。客足がどうなのか心配してしまいますが・・・。

言葉

仏教には「願」というものが、どうしてもなければならぬ。大般若経の魔事品の中に「行あって願なきものは菩薩の魔事なり」ということがある。修行をしても、「願」がなかったならば、ハンドルのないオートバイみたいなものでフニャフニャである。行、行と言ってもヒョロヒョロの行では、あっちへ行ってはぶつかり、こっちへ来てはぶつかり、ついにはコロコロと崖へ転げ込んでしまう。そのときに、この「願」というものがあって、われわれの「行」をまとめるのです。左に行けば右にハンドルを回す。右に行けば左にハンドルを回す。そうしてちょっとも狂いのないところへ我々の「行」を運ぶことができる。

澤木興道著「禅談」P54

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

テニスサークル アレオパゴス会議

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成24年 2月 1日 発行